

容器包装リサイクル法を改正するとともに、発生抑制と再使用を促進するための法律制定
を求める意見書

1995年、廃棄物全体に対して容量の約6割、重量で約2割を占める容器包装廃棄物のリサイクルシステムを構築するため、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律「容器包装リサイクル法」が制定された。また、2006年には容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進、リサイクルに要する社会全体のコストの効率化、国、自治体、事業者・国民すべての関係者の連携を基本的方向として見直しを行い、「改正容器包装リサイクル法」が成立した。しかし、リサイクル全体にかかわる費用の負担割合は自治体が85%であるのに対して事業者は15%と、依然として自治体の税金負担が大きく、両者の負担割合を適性なものにする仕組みが必要である。

現在、リサイクルに必要な総費用のうち約9割が製品価格に内部化されていないため、容器包装を選択する事業者には、真剣に発生抑制や環境配慮設計に取り組もうとするインセンティブが働かず、ごみを減らそうと努力している市民には、負担のあり方についての不公平感が高まっている。

今日、地球温暖化防止の観点からも、資源の無駄遣いによる環境負荷を減らすことが求められており、レジ袋などは既に多くの国々で無償配布禁止の法制化や課税など国レベルの対策がとられている。

よって、本市議会は国に対し、持続可能な社会への転換に向け、発生抑制と再使用を促進するための容器包装リサイクル法の改正を強く求めるものである。

- 1 容器包装リサイクル法の役割分担を見直し、分別収集・選別保管の費用を製品の価格に内部化すること。
- 2 リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)を促進するための具体的な仕組みを法制化すること。
- 3 製品プラスチックのリサイクルを進める仕組みを新たに法制度化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月25日

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣 あて
農林水産大臣
経済産業大臣
環境大臣

座間市議会議長 小野 たづ子